

滝上町保健医療関係職員修学資金貸付事業について

滝上町では、本町の医療を支える人材を育成するために、修学資金の貸付事業を行っています。
貸付け要件などご不明な点は、下記担当へご相談ください。

◆修学資金の貸付金額

月額 10 万円以内(最大 480 万円)を在学期間中、毎月交付します。

◆貸付事業の対象となる方

以下の学校もしくは養成所に在学中の方で、卒業後、滝上町の職員として勤務しようとする方を対象とします。

- (1) 薬剤師法に基づく養成施設
- (2) 診療放射線技師法に基づく養成施設
- (3) 臨床検査技師等に関する法律に基づく養成施設
- (4) 保健師助産師看護師法に基づく保健師又は看護師を養成する養成施設

◆修学資金貸付の条件

貸付は、以下の条件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 修学資金の貸付は学校もしくは養成施設の正規の修学期間内とします。
※6年制課程であれば6年間、3年制課程であれば3年間の貸付期間の上限となります。
※貸付申請時の学年は問いません。
- (2) 連帯保証人(独立の生計を営む成年者)2名以上が必要です。

◆修学資金の返還について

以下のいずれかに該当する場合、修学資金を返還いただきます。

- (1) 修学資金の借受けを辞退したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病その他の理由により修学が困難であると認められるとき
- (4) 将来、滝上町の職員として勤務するのが適当でないと認められるとき
- (5) 学校もしくは養成所を卒業したのち3ヶ月以内に滝上町の職員とならなかったとき

◆返還の免除について

学校もしくは養成所を卒業したのち 3 ヶ月以内に滝上町の職員となり、なおかつ、修学資金の貸付期間以上の期間を滝上町の保健医療関係職員として勤務したとき、修学資金の返還は免除されます。

◆申請の手続きについて

「滝上町保健医療関係職員修学資金貸付申請書」に以下の書類を添付し、下記担当へ提出してください。

- 在学する学校もしくは養成施設の在学証明書
○履歴書(写真添付) ○戸籍謄本または住民票の謄本 ○健康診断書

上記のほか、修学資金貸付事業の詳細につきましては、下記担当へお問い合わせいただくか、本町ホームページ内「滝上町例規集」から“滝上町保健医療関係職員修学資金貸付条例”及び“滝上町保健医療関係職員修学資金貸付条例施行規則”をご確認ください。

◆特例貸付金について

上記、修学資金貸付金のほか、滝上町職員となった後に他の団体からの奨学金返還金として貸付する「特例貸付金(最大480万円)」の制度もあります。

詳細は、下記担当へお問い合わせください。

◆担当 看護師を目指す方 滝上町国民健康保険病院 庶務係
TEL 0158-29-2220
保健師を目指す方 滝上町 保健福祉課健康推進係
TEL 0158-29-2111

